

津曲学園鹿児島修学館中学校・高等学校  
いじめ防止基本方針

1. いじめ防止対策の基本的な考え方

- (1) いじめはどの生徒にも起こりうる、どの生徒も被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全職員が取り組んでいく。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫くことや、教職員自身が、生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格の健やかな発達を支援するという生徒観、指導観に立ち指導を徹底することが重要である。

- (2) いじめの早期発見に努めるとともに、発見・通報を受けた場合は、いじめ対策委員会（いじめの防止等の対策のための校内組織）に直ちに報告し、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果、いじめが認知された場合、適切な対応をとる。また「重大事態」と確認できた場合、校長は「学校設置者」（理事長・学園本部）に報告し、学校設置者は県知事に報告する。当該組織は関係機関（学事法制課、学園本部、顧問弁護士など）と情報交換をはじめ十分な連携を図りながら取り組みを進めていく。

いじめが犯罪行為として取り扱うべきものと認められるときは、いじめられている生徒を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討する。なお、生徒の生命・身体または財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

- (3) いじめの「重大事態」とは次のような場合をいう。
- ① 生徒の生命・心身・財産に被害が生じた疑い（生徒が自殺を企図した場合等）
  - ② 生徒が、相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い（年間 30 日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合等は、迅速に調査に着手）
  - ③ 生徒や保護者から、いじめられて重大事態（上記①②）に至ったという申し出があった場合。

2. いじめの定義（「いじめ防止対策推進法第 2 条」より）

「いじめ」とは、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※留意点：個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

3. 学校におけるいじめの防止等の対策の組織

いじめ防止対策推進法第 2 2 条に規定する組織として、学校に「いじめ対策委員会」を設置する。委員会は毎月 1 回開催し、緊急の場合は臨時に招集する。

いじめ対策委員会の構成員は、校長・教頭・生徒指導主任・学年主任・養護教諭・教育相談担当者・スクールカウンセラーとする。状況に応じて担任、部活動担当者、情報担当者等の協力を得て行う。

#### 4. いじめ対策委員会の役割と対応

##### (1) 役割

- ① いじめ防止基本方針の策定
- ② 年間事業計画の企画と実施
- ③ いじめがあった場合の対応
- ④ 教職員の資質向上（人権感覚の向上）のための校内研修
- ⑤ 取組の進捗状況の確認・検証

##### (2) いじめの発見・通報があった場合の対応

- ① 正確な事実の収集（調査・聴き取り等）
- ② いじめを受けた被害生徒，保護者への報告と支援
- ③ いじめた生徒への指導，保護者への説明と協力依頼
- ④ 犯罪に関わる場合は，関係機関との連携
- ⑤ 重大事態における報道機関への対応（教頭）
- ⑥ いじめ防止のための対応策の検討

#### 5. いじめの未然防止等に関する措置

##### (1) いじめを生まない土壌づくり

学級経営，学年経営，教科経営を通して全生徒が安心できる学校の雰囲気や規範意識の醸成を図る。

- ① 学力＝「分かる授業」の推進  
→全ての生徒が参加・活躍し理解できる授業  
→授業公開や相互授業参観も必要
- ② 規律＝生徒の規範意識・対人マナーの涵養  
→授業に臨む姿勢＝ベル着，正しい姿勢，正しい発表の仕方・聞き方  
→「いじめはいけない」「何がいじめか」の指導は全学級・毎学期行う（外部  
専門家の講演・授業も有効）  
→人権教育・道徳教育を通して規範意識や集団のあり方等について学習を深  
める。
- ③ 自己有用感＝生徒間の絆づくり  
→特別活動等を通して生徒間交流体験を計画的に積ませる。
- ④ 保護者との連携  
→学年週報や保護者会等でいじめに対する学校の方針を周知し，協力を依頼  
する。

##### (2) いじめの早期発見のための措置

- ① 生活の記録を大切にした学級経営  
毎日の点検や教師による書き込みを継続する。
- ② アンケート調査（ネットいじめも含める。）  
各学期末に年3回実施する。
- ③ 相談活動（担任・副担任等による教育相談担当やSCによる教育相談）
- ④ 個人面談（情報は集約し共有する。）
- ⑤ 生徒のささいな変化への対応  
→気づいたら情報（5W1Hを記したメモ）を教師間で共有  
→速やかに対応